

医療指導部門

医療保険の健全な運営のために

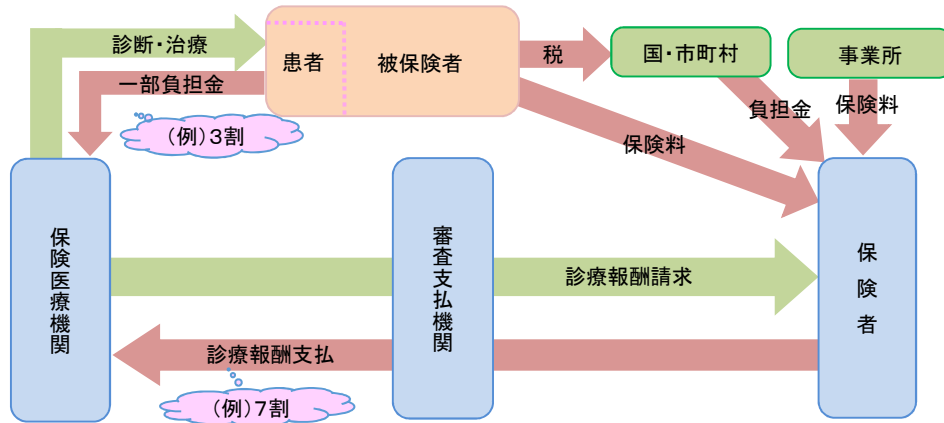
医療指導部門は、保険診療の質的向上や医療費適正化を目的として、医療保険制度の運営に関わる保険医療機関、保険薬局等に対する指導監督業務を行っています。

※ **保険医療機関・保険薬局**とは、健康保険法等で規定される、保険診療を実施できる医療機関・薬局です。

医療保険制度について

国民皆保険制度により、すべての国民が、健康保険や国民健康保険といった公的医療保険に加入し、いつでも必要な医療を受けることができます。

【保険診療・費用負担の流れ】



※ **保険者**とは、保険事業の運営主体のことい、全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、各市町村、後期高齢者医療広域連合等があります。

※ **審査支払機関**とは、保険医療機関から請求のあった診療報酬について、内容を審査し支払いを行う機関で、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会があります。

管理課

管理課は、医療指導部門が行う業務の総合調整や、国民健康保険等の保険者に対する助言、社会保険診療報酬支払基金支部の監督等を実施しています。

業務内容

- 指導監査課や各県事務所等が行う業務の進捗管理等
- 国民健康保険の保険者に対する技術的助言、国民健康保険団体連合会が行う業務に対する指導監督
- 後期高齢者医療広域連合が行う業務や市長村が行う後期高齢者医療制度に関する事務に対する技術的助言
- 社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督



医療課

医療課は、特定機能病院への立入検査、指導監査課や各県事務所が行う指導監督業務の指導等を担当しています。

業務内容

- 特定機能病院の立入検査(人員、構造設備、医療安全等)
- 指導監査課や各県事務所が行う業務の指導監督
- 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等に対する指導監督

※**特定機能病院**とは、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研究を実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。四国厚生支局管内では各県の大学病院が承認されています。

調査課

調査課は、保有する行政文書の開示請求に対する事務や、訴訟事務、保険医療機関等管理システムの運用等を担当しています。

業務内容

- 保険医療機関等の情報公開に関すること
- 医療指導部門の訴訟に関する事務の調整
- 保険医療機関等管理システムの運用及び情報管理

指導監査課(香川県)・各県事務所(徳島県・愛媛県・高知県)

指導監査課や各県事務所は、管轄する県内の保険医療機関、保険薬局等に対する指導監督や施設基準等届出の審査業務等を担当しています。

※ **施設基準**とは、保険診療の一部について、保険医療機関、保険薬局等の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準です。

業務内容

- 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等に対する指導監督、施設基準等の申請、届出に関する手続の取扱事務
- 柔道整復師の施術療養費の受領委任に関する登録及び承諾等
- はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術療養費の受領委任に関する承諾等



(写真) 集団指導

新規に開設した保険医療機関の開設者・管理者等を対象として、保険診療のルールについて集団指導を行っています。



(写真) 診療報酬改定説明会

診療報酬の改定時に、保険医療機関の開設者・管理者等を対象として、改定内容について説明を行っています。